事業周知フロー図

PFI 事業者・都市整備総務課	市　　民

標識の設置・説明会開催の周知（第 27 条第３項）

標識を設置し、説明会開催の５日前までに標識に説明会の案内を掲載します。

基本事項の縦覧（第 27 条第１項）

標識を設置した翌日から 14 日間基本事項の縦覧を行います。
縦覧方法は市 HP の市営住宅集約化事業のページに掲載する他、都市整備総務課窓口及び各支所で基本事項の資料を置きます。

意見書の提出（第 28 条第１項）

標識を設置した翌日から、説明会開催結果縦覧終了日の翌日から 14 日を経過する日まで市民からの意見書を都市整備総務課で受付けます。
なお、受付方法は電子メール又は書面を郵送若しくは都市整備総務課窓口に提出するものとします。

意見書提出期間

説明会の開催（第 27 条第４項）

都市整備総務課及び PFI 事業者が説明会を開催します。

説明会開催結果の縦覧（第 27 条第７項）

基本事項縦覧期間終了後、速やかに説明会開催結果を 14 日間縦覧します。
縦覧方法は、市 HP の市営住宅集約化事業のページに掲載する他、都市整備総務課窓口及び各支所で開催結果の資料を置きます。

説明会開催結果縦覧終了翌日から 14 日間

見解書の縦覧（第 29 条第３項）

意見書に対する見解書を作成し、14 日間縦覧します。
縦覧方法は市 HP の市営住宅集約化事業のページに掲載する他、都市整備総務課窓口及び各支所で見解書の資料を置きます。なお、見解書の作成にあたっては、必要に応じて関連する課から助言・指導を受けるものとします。

見解書を意見書提出者へ送付（第 29 条第４項）

見解書を意見書提出者へ送付します。